

横浜市立高等学校及び別科、特別支援学校高等部における学校付与アカウント使用のルール

令和3年4月1日施行

令和5年4月1日改正

1 目的

本ルールは、横浜市立高等学校及び別科、特別支援学校高等部（以下、「高等学校等」という。）に在籍中の生徒の、学習活動や学校行事、部活動、生活上や学習上の困難を主体的に改善・克服する際等において、学校が生徒に付与した教育用クラウドサービスのID、パスワード、ネットワーク上のデータ保存場所等（以下「学校付与アカウント」という。）の、適切な運用を図ることを目的とする。

2 新Y・Y NETのBYOD回線に接続して利用できるアカウント

高等学校等の生徒が、新Y・Y NETのBYOD回線に、学校貸出用端末や個人所有のスマートフォン、タブレット、コンピュータ等の端末を接続して利用する際のアカウントは、学校が付与した教育用クラウドサービスのアカウント（以下、「学校付与アカウント」という。）とする。

3 学校付与アカウントの利用条件

(1) 利用期間

学校付与アカウントが付与されてから、生徒が高等学校等に在籍している期間とする。

(2) 学校付与アカウントの利用条件

- ア 新Y・Y NET BYOD回線への接続は、教員等の指示に従うこと。
- イ 家庭や入居施設等のインターネット回線への接続は、保護者や施設管理者等の指示に従うこと。適切な生徒の支援（回線への接続、端末の使用、パスワードの入力などに対する補助等）に必要な場合は、学校付与アカウントについて保護者や施設管理者等へ情報共有することを可とする。その場合は、保護者や施設管理者等は学校にその旨を届け出るものとする。
- ウ 学校付与アカウントは、生徒個人、必要な場合は保護者や施設管理者等の責任で管理し、漏洩や他者による使用などには十分に注意すること。
- エ 生徒は学校付与アカウント、個人保有のアカウントであるかを問わず他人のアカウントを使用しないこと。
- オ 保護者や施設管理者等は学校付与アカウントを、生徒個人への適切な支援に必要な際に限り使用し、その他の目的や行為に使用しないこと。
- カ 基本ソフトウェア（以下、「OS」という。）は、常に最新バージョンにアップデートし、セキュリティ対策が適用されたものを利用すること。また、更新プログラムの配布されなくなったOSで利用しないこと。ただし、新Y・Y NETのBYOD回線で学校貸出用端末以外のアップデートはしないこと。やむを得ず実施する場合は、学校の許可を得ること。
- キ アンチウイルスソフトウェアが導入可能な端末は、アンチウイルスソフトウェアを導入し、それを最新版に更新して利用すること。
- ク 家庭、学校、その他いずれの場所でも、SNSの利用や、個人的な動画視聴、ソフトウェアのダウンロード等の際に、学校付与アカウントを使用しないこと。
- ケ 著作権、肖像権、私的所有権等の権利を侵害する行為をしないこと。
- コ 個人情報、学校に関する情報の漏えいにつながる行為をしないこと。
- サ 他人を誹謗、中傷する行為、他人を不快にさせる行為、差別につながる行為をしないこと。
- シ チェーンメールや大量の情報量送受信等のネットワークシステムに対する迷惑行為、破壊行為をしないこと。

ス その他、公序良俗及び法令に反する行為、高等学校等で定める禁止行為をしないこと。

4 学校付与アカウントの利用制限・停止、廃止

(1) 利用制限・停止

生徒が「3 学校付与アカウントの利用条件」に違反した場合又はその他学校付与アカウントの不適切な利用が認められた場合は、横浜市教育委員会及び高等学校等（以下、「教育委員会等」という。）は、当該生徒の学校付与アカウント利用を制限又は停止することがある。

また、各システム提供事業者（以下「事業者」という。）の利用条件に反する不適切な利用が見られた場合は、事業者が当該生徒の学校付与アカウント利用を制限又は停止することがある。その場合は、速やかに、教育委員会等に知らせるものとする。

(2) 利用の廃止

生徒が、卒業、転学、退学等により高等学校等に在籍しなくなった場合は、当該生徒の学校付与アカウントの利用を廃止する。

5 その他

- (1) 生徒、保護者や施設管理者等は、学校付与アカウントについて不具合や他者による不正利用等を発見した場合は、速やかに教員等に報告すること。
- (2) 教育委員会等は、学校付与アカウントの利用により生徒、保護者や施設管理者等に生じた損害について一切の責任を負わない。
- (3) 教育委員会等は、生徒、保護者や施設管理者等が学校付与アカウントの利用により、第三者との間で生じた紛争等に関して一切の責任を負わない。
- (4) 教育委員会等は、学校付与アカウントおよび、事業者が提供するシステムの不具合や故障等又は利用制限・停止により生徒、保護者や施設管理者等に生じた損害について一切の責任を負わない。
- (5) 教育委員会等は、学校付与アカウントの利用内容の記録を一定期間保存する。
- (6) その他、BYOD 回線の利用については別に定める「新 Y・Y NET 利用ガイドライン」及び「横浜市新学習用ネットワーク（BYOD 回線）利用ルール」に従うものとする。
- (7) その他、教育用クラウドサービスの利用については「教育用クラウドサービス利用ガイドライン」に従うものとする。